生駒市地域公共交通総合連携計画策定に係る業務委託実施要領(概要)

趣旨

地域公共交通総合連携計画の策定に必要な下記に示す調査、検討の支援を得るため、ノウハウを有するコンサルタント等の業者へ委託するものである。

- ○地域の現状把握
- ○生活・交通に関する問題把握と将来展望(アンケート調査等)
- ○目指すべき将来像と目標の設定
- ○地域公共交通計画の検討
- ○事業実施計画の検討 など
- ○地域公共交通総合連携計画のとりまとめ
- ○協議会の運営支援

発注の方法

- ○連携計画は今後の本市の公共交通に関する方策を示す基本的な指針となるものであるが、こうした計画策定においては、これまでの経験から業務を委託する会社によって計画自体の成果に大きく影響してくることが予想されることから、発注にあたっては、経験、実績、課題の分析力、解決力、企画提案力などを備えた会社を選定することが望まれる。
- ○よって、単に経費の安さだけで決定する競争入札でなく、会社の能力や企画提案で判断する 公募型プロポーザル方式で発注するものとする。

参加資格

以下の要件をすべて満たす会社(本市に業者登録していない会社でも参加可能)

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2)生駒市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3)同種業務又は類似業務の受託実績があること。

提案の審査

- ○企画提案は、第1次審査及び第2次審査(最終審査)を経て決定するものとする。
- ○第1次審査は書類審査とし、第1次審査で評価の高い提案を4社程度選定する。
- ○第2次審査はヒアリングを実施するものとし、第1次審査と合わせて総合的に評価するものとする。
- ○提案の審査は委託業者選定委員会が行うものとする。

契約予定者の特定

審査において最も評価が高かった提案者を契約予定者として特定し、協議会の承認を得て随意契約するものとする。

業者選定委員会

企画提案を募集するに際し、選定プロセスの透明性・公平性を確保するとともに、客観的な審査を通じて、実現可能性の高い優れた提案及び事業者を選定するため、選定委員会を設置する。 また、選定委員は下記の5名とする。

①副会長2名

②公募市民委員 1名

③事務局職員 2名

その他

業務委託仕様書、業務委託実施要領、業者選定委員会設置要綱、選定基準のほか委託業者選定につき必要な事項は会長が別に定めるものとする。

時期		協議会		古 弥 口	地域公共交通活性化・
			業者選定委員会	事務局	再生総合事業
平成22年2月	下旬	第2回 協議会(H22.2.22) ・地域公共交通活性化・再生総合事業の申請について ・業務委託実施要領について ・委託業者選定委員会について			
平成22年3月	上旬			・業務委託仕様書の策定 ・業務委託実施要領の策定 ・委託業者選定委員会設置 要綱の制定 ・委託業者選定基準の策定	
	中旬				連携計画策定調査実施計画 認定申請提出(運輸局へ)
	下旬				
平成22年4月	上旬			提案事業者の募集 ・公募により事前に参加業 者の意思確認(参加へのエントリー)	
	中旬				
	下旬			企画提案書の募集 ・参加意思のある事業者へ の通知	ら) ・連携計画策定調査実 施計画 補助金交付申
平成22年5月	上旬		企画提案書の審査 ・1次審査(書類審査)		請(運輸局へ)
	<u></u> 中旬		企画提案書の審査 ・2次審査(ヒアリング) ・契約予定者の特定		・連携計画策定調査実施計画 補助金交付決定(運輸局から)
	下旬	 第3回 協議会 ・業務委託契約者の決定			